

病院情報の公表の集計条件について

集計条件

- ① 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの退院患者であり、一般病棟に1回以上入院した患者を対象としています。
- ② 入院した後24時間以内に死亡した患者 又は 生後1週間以内に死亡した新生児は集計対象外としています。
- ③ 臓器移植（『厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（平成28年厚生労働省告示第73号）』に規定するもの）は集計対象外としています。
- ④ 医科レセプト以外のみの患者は対象外としています。
- ⑤ 集計した結果、10例未満のものに関しては個人情報保護のため表示していません。

市立釧路総合病院